

R7-006

令和 7 年 8 月 1 8 日

南砺市長 殿

広瀬地域づくり協議会

会長 森 田 義 昭

山本地区の要望について(上申)

山本地区内の下記南砺市所有土地について、別添のとおり要望書が提出されました。

当協議会としても相当と思料しますので、予算措置等ご配慮ください。

なお、石碑の再建については、諸物価高騰の状況から先送りとできないこと、仮に「地域内記念碑等維持管理事業」に該当するものであれば尚更早期のご回答をお願いします。

また、現所有権が石碑についても南砺市にあるものと考えられるところ、山本地区としても苦慮しています。これまでの山本地区住民による南砺市史跡財産への貢献もご斟酌いただき、南砺市が工事主体となる等、ご高配いただきますようよろしくお願い申し上げます。

R7-006-001 財政課管財係

記

南砺市山本268番 雑種地



令和 7 年 8 月 1 5 日

広瀬地域づくり協議会会長 殿

南砺市山本区長 笠 松 明 生

西砺波郡福光町名義の土地の管理について(依頼)
標記名義の当山本地区内の下記土地(以下「本件土地」という。)について、今後の管理等について南砺市と協議されますようお願いいたします。

記

所 在 南砺市山本
地 番 268番
地 目 雑種地
所有者 西砺波郡福光町

1 経緯

- ① 本件土地は、地租改正時の土地台帳によれば、字は「尾平」3168 番の 2、地目は「墓地」、所有主氏名は当初「山本村共有」とある。
- ② 不動産登記法施行後に、所有権の登記について、広瀬村共有地管理者から売買を原因として、明治 34 年 11 月 5 日に森田與左エ門に所有権が移転され、昭和 50 年代の区画整理終了までそのままの登記名義であった。なお、表題部は、明治 35 年 7 月 25 日に「墓地 2. 31 m²」として表題部が作成された(閉鎖登記簿謄本)。
- ③ 明治 44 年ころ、日露戦役忠勲碑が建立される。
- ④ 昭和 52 年 9 月 9 日に、福光土地改良区による代位登記により、相続登記がなされ、孫であると思われる森田良一名義となった
- ⑤ 昭和 53 年 1 月 25 日に、昭和 52 年 5 月 14 日寄付を原因として森田良一から西砺波郡福光町へ所有権が移転した。
- ⑥ 昭和 53 年 5 月 14 日に土地改良法による換地処分がなされ、同月 17 日に換地処分による登記されている。このとき、外 11 筆の土地も合筆されており、これが現在の本件土地の全部である。
- ⑦ 令和 6 年 1 月 1 日、能登震災により石碑が倒壊した。

2 検討

元々は入会地的なもの、または、広瀬村の財産管理者から個人へと所有権が移転していることから推察すると、明治維新以前は誰も所有していない、あるいは、広瀬村有財産であったものと思われるが、「城跡」であることから誰も利用していないものであったと考えるのが妥当であり、明治32年の不動産登記法により、個人名義を借りて登記したものとも考えられる。

古老等に聴取したところ、太平洋戦争前は桜の木が植えられて景観を形成していたが、太平洋戦争中に食料確保のために全て切り倒し、薩摩芋を栽培していたこと、それ以前の日露戦役石碑建立以外利用された形跡はなく、また、周囲に小さい畑が点在していたものの、本件土地は何ら利用されていなかったとのことである。

このことから、草木や薪を採取するために山林のない者に分けた地役入会権、または、共同で使用する共有入会権のいずれにも該当するものではなく、本件土地は、村内では入会地としての認識もなかったものと考えられる。

本件土地は城跡であることから史跡として、または「入会地の高度利用化」の趣旨を念頭に、区画整理を奇貨として旧福光町に所有権を移転したことが強く推測されるところ、区画整理まで名義人の子孫自身が自己の所有名義であるとの認識はなかったものと推察される。能登震災後、本件土地が誰の所有によるものかと村の総会で話題となったが、戦後世代は誰一人としてそれを答えられる者はなかった。

ところで、少なくとも戦後は、本件土地は、「天城」または「天城公園」と称しており、山本村では「公園」との認識であったことから、青年団活動の奉仕事業として除草作業等を行っていたところである。しかし、少子化により青年団員が極端に減少したところ、村の役員も手伝って毎年の草刈や雑木等の除去を行っており、毎年費用として村の共益費の中から行ってきた（本年度は4万円程度の出費となるものと考えられる。）。今後の高齢化と人口減少を考えると、現在所有者である南砺市による維持管理を検討されたい。

おって、本件土地上の「日露戦役忠勲碑」は、村内から日露戦争に出兵した7名の芳名が記されている。村内にはこれに類するものとして、日清戦争忠勲碑(明治40年建立)及び日露戦争で亡くなった方の慰霊碑(明治44年建立)が存し、区画整理前の熊野社参道入り口(現在の山本公民館付近)に設置されている。城跡の忠勲碑は、日露戦争戦没者への遠慮があつてか慰霊碑と離れた、または、公園として使用されていた城跡にシンボルとし建立されたものと推察されるが、いずれにせよ、日清・日露戦争は近代日本における歴史的意義や後世代に対する平和へ

の思いを喚起する重要な記念碑であること等を考えると公に維持していくべきものである。しかし、本件土地上の石碑も昭和 52 年に土地所有者が旧福光町に移転すると同時に移転したものと云わざるを得ないため、土地と同様、管理権は現在南砺市にあるものであるから同市において維持管理していただきたいところである。

参考までに、南砺市合併以前、「町長と語る会」が広瀬地区で催された際、本件土地に戦時中に桜の木を伐採したこと、戦後その株から 1 本の桜が生長し、高台に桜の景観を形成したこと、また、高台に上って憩いの場としていたことから、桜の園の復活を願い出て、町長も快諾して桜の苗木が配布され、平成 6 年ころに桜が複数本植林された。

このことから山本村民は、本件土地は「公園」であるとの認識であり、また、旧福光町も同様の認識にあったと考えられ、そのために草刈奉仕等維持に努めていた。なお、近年は遠方からの観桜者もあるほどである。

3 結論(要望)

上記 1、2 の事情をご賢察のうえ、山本地区の要望としては次のとおりです。

- ① 今後も事実上公園として維持管理していただきたい。なお、少子高齢化により、今後の除草等については南砺市で行うか、または、これまでの経緯からその費用についてご配慮いただければ、村内での協議が前提となるものの、当面の間は当村が委託を受けて維持することも検討できるとも考えられる。
- ② 日露戦役忠勲碑についても、その歴史的意義等、または、「天城公園」のシンボルタワーとしての存在意義を考えるに、南砺市が工事主体となって復興していただきたいと強く要望する。

なお、参考までに、令和 6 年能登震災において、当村は神社の鳥居、狛犬が倒壊等の被害に遭い、その再建の際に本件石碑再建について業者に意見を伺ったところ、修復費用として 40 万円以内の範囲内で可能ではないかとの意見をいただいています。

添付資料

- 1 写真整理帳
- 2 土地台帳写し
- 3 閉鎖登記簿謄本
- 4 全部事項証明書
- 5 地図(不動産登記法第 14 条 1 項)(公図写し)

写真番号:①



天城交換俯瞰写真

備考

写真番号:②



倒壊した忠勲碑

備考

写真番号:③



倒壊した忠勲碑土台

備考

写真番号:④



土台と忠勲碑の接合部分
石柱の接合部分が地震により
破損した。

--	--

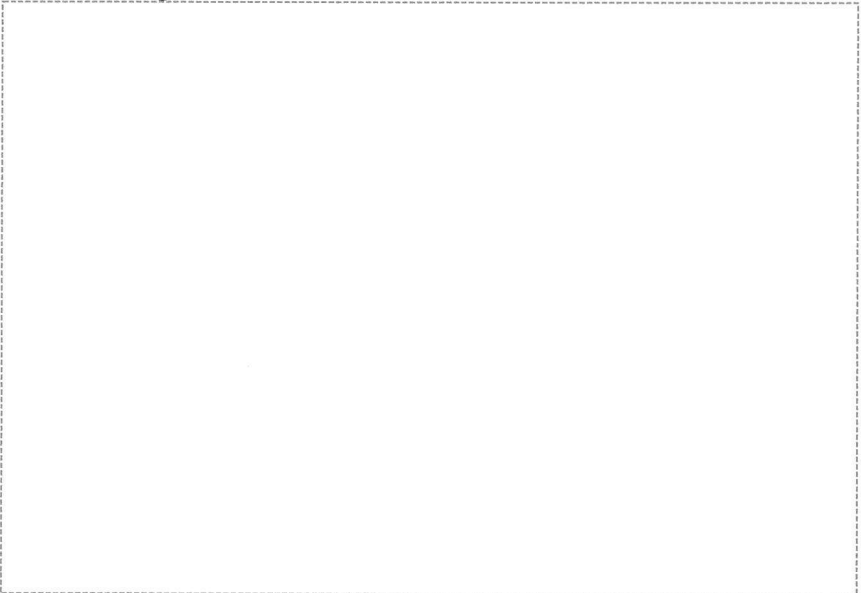
写真番号:⑤



忠勲碑と接合石柱の破損状況

備考	
----	--

写真番号:⑥



備考	